

# JIS

電子機器用可変抵抗器—  
第2部：品種別通則：  
ねじ駆動形及び  
回転形半固定可変抵抗器

JIS C 5260-2 : 2000

(EIAJ/JSA)

(2005 確認)

平成 12 年 4 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

## まえがき

この規格は、工業標準化法第12条第1項の規定に基づき、社団法人日本電子機械工業会(EIAJ)/財團法人日本規格協会(JSA)から工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権(平成5年12月31日以前に出願された出願公開後の実用新案登録出願を含む。)又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。

通商産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかる確認について、責任はもたない。

部編成規格 この規格の部編成規格は、次による。

JIS C 5260群 電子機器用可変抵抗器

JIS C 5260-1 第1部：品目別通則

JIS C 5260-2 第2部：品種別通則：ねじ駆動形及び回転形半固定可変抵抗器

JIS C 5260-2-1 第2部：プランク個別規格：ねじ駆動形及び回転形半固定可変抵抗器 評価水準E

JIS C 5260-2-2 第2部：プランク個別規格：ねじ駆動形及び回転形半固定可変抵抗器 評価水準F

JIS C 5260-3 第3部：品種別通則：回転形精密級可変抵抗器(予定)

JIS C 5260-3-1 第3部：プランク個別規格：回転形精密級定可変抵抗器 評価水準E(予定)

JIS C 5260-4 第4部：品種別通則：単回転電力形可変抵抗器(予定)

JIS C 5260-4-1 第4部：プランク個別規格：単回転電力形可変抵抗器 評価水準E(予定)

JIS C 5260-4-2 第4部：プランク個別規格：単回転電力形可変抵抗器 評価水準F(予定)

JIS C 5260-5 第5部：品種別通則：単回転低電力形巻線及び非巻線可変抵抗器

JIS C 5260-5-1 第5部：プランク個別規格：単回転低電力形巻線及び非巻線可変抵抗器 評価水準E

JIS C 5260-5-2 第5部：プランク個別規格：単回転低電力形巻線及び非巻線可変抵抗器 評価水準F

---

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：平成 12.4.20

官 報 公 示：平成 12.4.20

原 案 作 成 者：社団法人 日本電子機械工業会 (〒100-0005 東京都千代田区丸の内3丁目2-2 東京商工会議所ビル  
5階 TEL 03-3213-1075)

財團法人 日本規格協会 (〒107-8440 東京都港区赤坂4丁目1-24 TEL 03-5770-1573)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 電子部会（部会長 神谷 武志）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は工業技術院標準部標準業務課情報電気標準化推進室[〒100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1 TEL 03-3501-1511(代表)]にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文 .....	1

### 第1章 一般事項

1. 一般事項 .....	1
1.1 適用範囲 .....	1
1.2 目的 .....	1
1.3 引用規格 .....	1
1.4 個別規格に規定する事項 .....	2
1.4.1 外形図及び寸法 .....	2
1.4.2 取付け .....	2
1.4.3 形状 .....	2
1.4.4 抵抗変化特性 .....	2
1.4.5 定格及び特性 .....	2
1.4.5.1 定格抵抗値の範囲 .....	2
1.4.5.2 パンプ及び衝撃 .....	2
1.4.6 表示 .....	2
1.4.7 発注情報 .....	3
1.4.8 追加情報 .....	3
1.5 表示 .....	3
1.5.1 一般事項 .....	3

### 第2章 推奨定格、特性及び試験の厳しさ

2. 推奨定格、特性及び試験の厳しさ .....	3
2.1 推奨特性 .....	3
2.1.1 推奨耐候性カテゴリ .....	3
2.1.2 抵抗温度係数及び抵抗温度特性 .....	3
2.1.3 抵抗値又は出力電圧比変化の限界 .....	5
2.1.4 全機械的操作範囲 .....	5
2.2 推奨定格値 .....	5
2.2.1 定格抵抗値 .....	5
2.2.2 定格抵抗値の許容差 .....	5
2.2.3 定格電力 .....	5
2.2.4 素子最高電圧 .....	6
2.2.5 アイソレーション電圧 .....	6
2.2.6 絶縁抵抗 .....	6

2.3 推奨する試験の厳しさ .....	6
2.3.1 乾燥 .....	6
2.3.2 振動(正弦波) .....	6
2.3.3 バンプ .....	7
2.3.4 衝撃 .....	7
2.3.5 減圧 .....	7
2.3.6 温度変化 .....	7

## 第3章 品質評価手順

3. 品質評価手順 .....	7
3.1 構造的に類似な可変抵抗器 .....	7
3.2 品質認証 .....	7
3.2.1 定数抜取手順に基づく品質認証 .....	7
3.2.2 試験 .....	7
3.3 品質確認検査 .....	14
3.3.1 検査ロットの構成 .....	14
3.3.2 試験計画 .....	14
3.3.3 評価水準 .....	14
3.4 長期保管後の出荷 .....	15
解説 .....	16

電子機器用可変抵抗器—  
第2部：品種別通則：  
ねじ駆動形及び回転形半固定可変抵抗器

C 5260-2 : 2000

Potentiometers for use in electronic equipment—  
Part 2 : Sectional specification :  
Lead-screw actuated and rotary preset potentiometers

**序文** この規格は、1989年に第2版として発行されたIEC 60393-2, Potentiometers for use in electronic equipment—Part 2 : Sectional specification : Lead-screw actuated and rotary preset potentiometersを元に、規格票の様式を変更することなく作成した日本工業規格であるが、技術的内容については、製品の現状に即して変更している。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、原国際規格にはない事項である。また、IEC規格番号は、1997年1月1日から実施のIEC規格新番号体系によるものであり、これより前に発行された規格についても、規格番号に60000を加えた番号に切り替えた。これは、番号だけの切替えであり、内容は同一である。

## 第1章 一般事項

### 1. 一般事項

**1.1 適用範囲** この規格は、JIS C 5260-1を品目別通則とする品種別通則で、電子機器に使用する巻線及び非巻線のねじ駆動形及び回転形半固定可変抵抗器(以下、可変抵抗器という。)について規定する。これらの可変抵抗器は、調整を必要とする頻度が少なく微調整を目的とする回路に用いることを意図したものである。

**備考** 対応国際規格を、次に示す。

IEC 60393-2 : 1989, Potentiometers for use in electronic equipment—Part 2 : Sectional specification : Lead-screw actuated and rotary preset potentiometers

**1.2 目的** この規格の目的は、推奨定格及び推奨特性を規定し、JIS C 5260-1から適切な品質評価手順、試験及び測定方法を選択し、この規格の可変抵抗器の一般的要求性能を規定することである。この規格に基づく個別規格に規定する試験の厳しさ及び要求性能は、この規格の要求性能と同等又はそれ以上の水準とする。

**1.3 引用規格** 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうち、発効年又は発行年を付記してあるものは、記載の年の版だけがこの規格の規定を構成するものであって、その後の改正版・Amendment・追補には適用しない。発効年又は発行年を付記していない引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

JIS C 0010～0095 環境試験方法

**備考** IEC 60068, Basic environmental testing proceduresからのすべての引用事項は、この規格の該当事項と同等である。

JIS C 0010 : 1993 環境試験方法—電気・電子一通則

**備考** IEC 60068-1 : 1978, Basic environmental testing procedures—Part 1 : Generalからのすべての引用事項は、この規格の該当事項と同等である。

なお、JIS C 0010 : 1993は、IEC 60068-1 : 1988及びAmendment 1 : 1992と一致している。